

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

長崎県民は、安全で幸福な生活と、自由で平和な社会が永遠に維持されることを念願している。

国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが何よりも重要であり、県としても、今後とも平和へのはたらきかけを行っていくものである。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、県の国民の保護に関する計画を作成するものである。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(基地対策・国民保護課)

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 県国民保護計画の構成

(基地対策・国民保護課)

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。資料については、別途資料編を作成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(基地対策・国民保護課)

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

(基地対策・国民保護課)

市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

(基地対策・国民保護課)

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、差別的取扱いをしてはならず、思想及び良心の自由、表現の自由を侵してはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は必要な協力をするよう努めるものとする。なお、国民の協力は自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、NPO（民間非営利組織）・ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮し、放送の方法については、武力攻撃事態等の状況に即して放送事業者が自主的に判断するものであることに留意する。

その他、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するもの

であることに留意する。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するとともに、特に憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることに鑑み、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

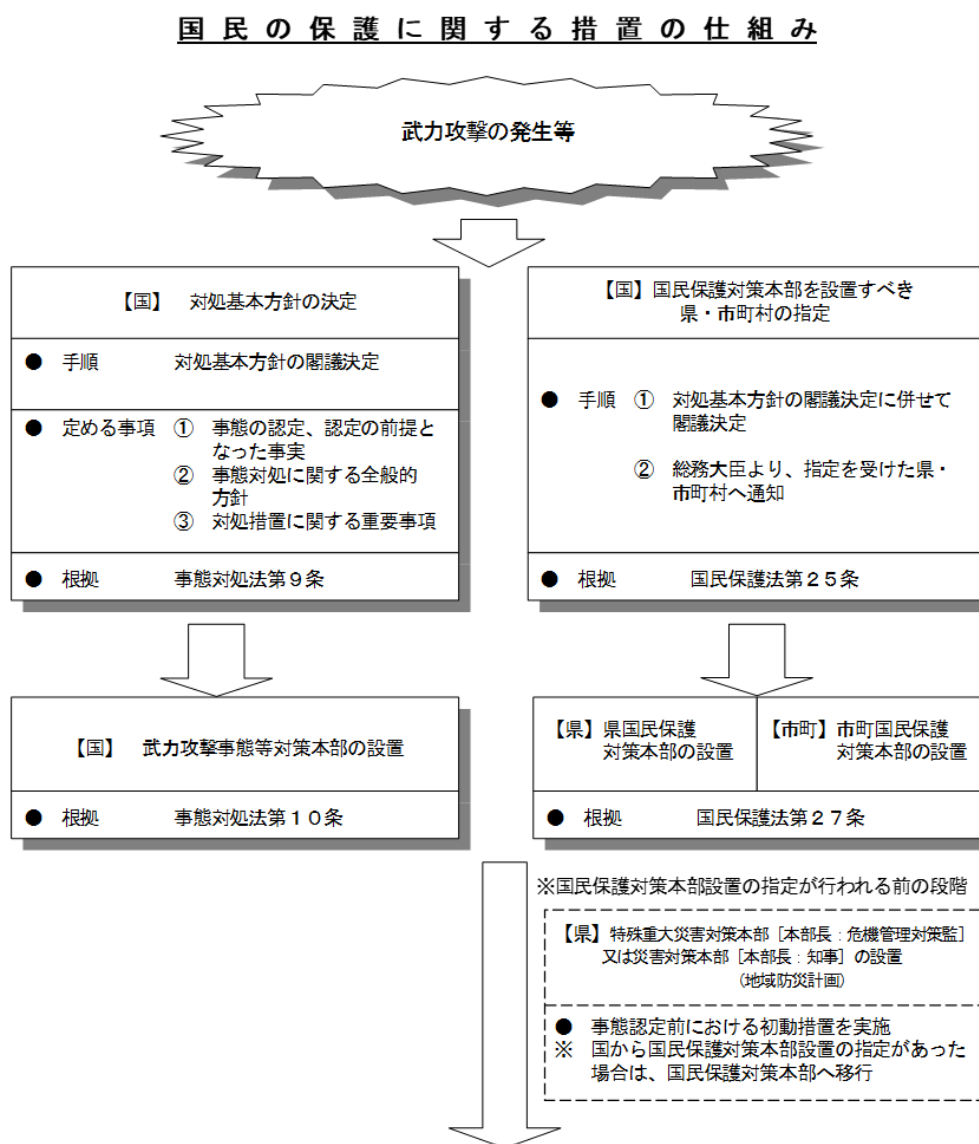
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

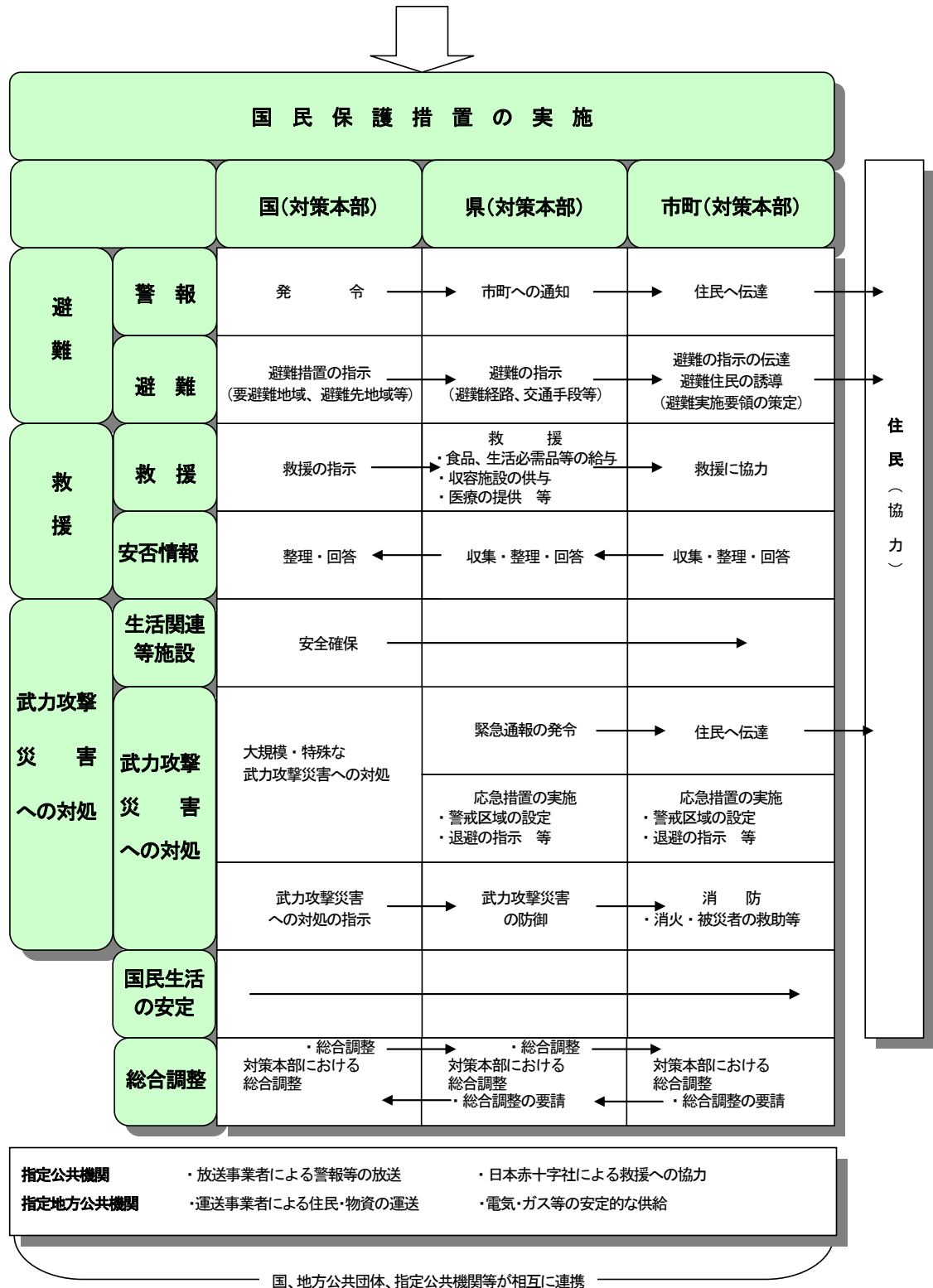
1 関係機関の事務又は業務の大綱

(基地対策・国民保護課)

国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



(次頁に続く)



国民保護措置について、国、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学）災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣官房	外務省	中小企業庁
内閣府	財務省	国土交通省
国家公安委員会	国税庁	国土地理院
警察庁	文部科学省	観光庁
金融庁	スポーツ庁	気象庁
消費者庁	文化庁	海上保安庁
デジタル庁	厚生労働省	環境省
総務省	農林水産省	原子力規制委員会
消防庁	林野庁	防衛省
法務省	水産庁	防衛装備庁
出入国在留管理庁	経済産業省	
公安調査庁	資源エネルギー庁	

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

本庁・振興局の名称	
本 庁 （ 本 部 ）	県 北 振 興 局
長 崎 振 興 局	五 島 振 興 局
県 央 振 興 局	壱 岐 振 興 局
島 原 振 興 局	対 馬 振 興 局

【市町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関（市町）の名称			
長 崎 市	松 浦 市	南 島 原 市	小 値 賀 町
佐 世 保 市	対 馬 市	長 与 町	佐 々 町
島 原 市	壱 岐 市	時 津 町	新上五島町
諫 早 市	五 島 市	東 彼 杵 町	
大 村 市	西 海 市	川 棚 町	
平 戸 市	雲 仙 市	波 佐 見 町	

(計 13 市 8 町)

関係機関（消防機関）の名称	
長 崎 市 消 防 局	松 浦 市 消 防 本 部
佐 世 保 市 消 防 局	五 島 市 消 防 本 部
県央地域広域市町村圏組合消防本部	新 上 五 島 町 消 防 本 部
島原地域広域市町村圏組合消防本部	壱 岐 市 消 防 本 部
平 戸 市 消 防 本 部	対 馬 市 消 防 本 部

(計 10 機関)

【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
長崎労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

【指定地方行政機関】 つづき

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び 安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(関係機関計 18 機関)

関係機関（自衛隊）の名称
自衛隊長崎地方協力本部
陸上自衛隊 西部方面総監部
海上自衛隊 佐世保地方総監部
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部

(自衛隊 4 機関)

【指定公共機関及び指定地方公共機関】機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給

水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
日本医師会 病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を 通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

(基地対策・国民保護課)

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊）」、「関係指定公共機関」、「指定地方公共機関」、「県（出先機関）」、「市町機関（教育委員会を含む）」、「消防機関」、「その他の関係機関」の連絡先については、一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 地 形

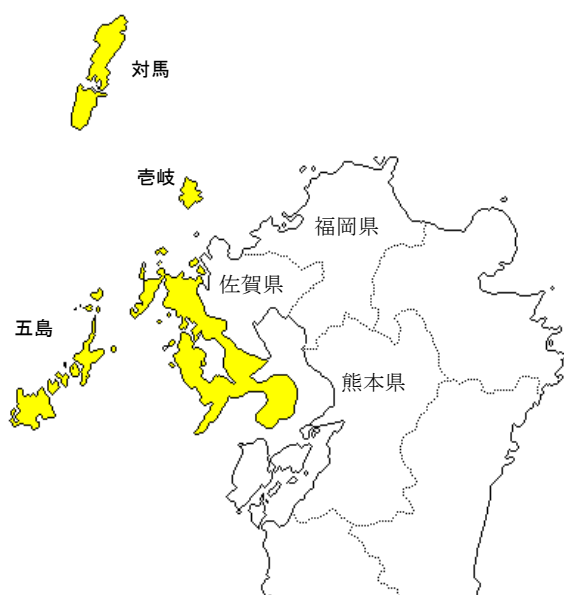
(基地対策・国民保護課)

【図 1-1 長崎県の位置】

本県は、九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307km におよぶ県域であり、佐賀県と陸接しているほか、有明海を隔てて熊本県、福岡県と相接している。

東は島原半島が突出し、南は長崎半島が天草灘に望み、西海上には五島列島が、西北海上には壱岐、対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。

県域の 15 分の 1 ほどを占める陸地は、平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されており、海岸線の延長は北海道につぎ全国第二位の長さを示している。



【表 1-1 極地の経緯度】

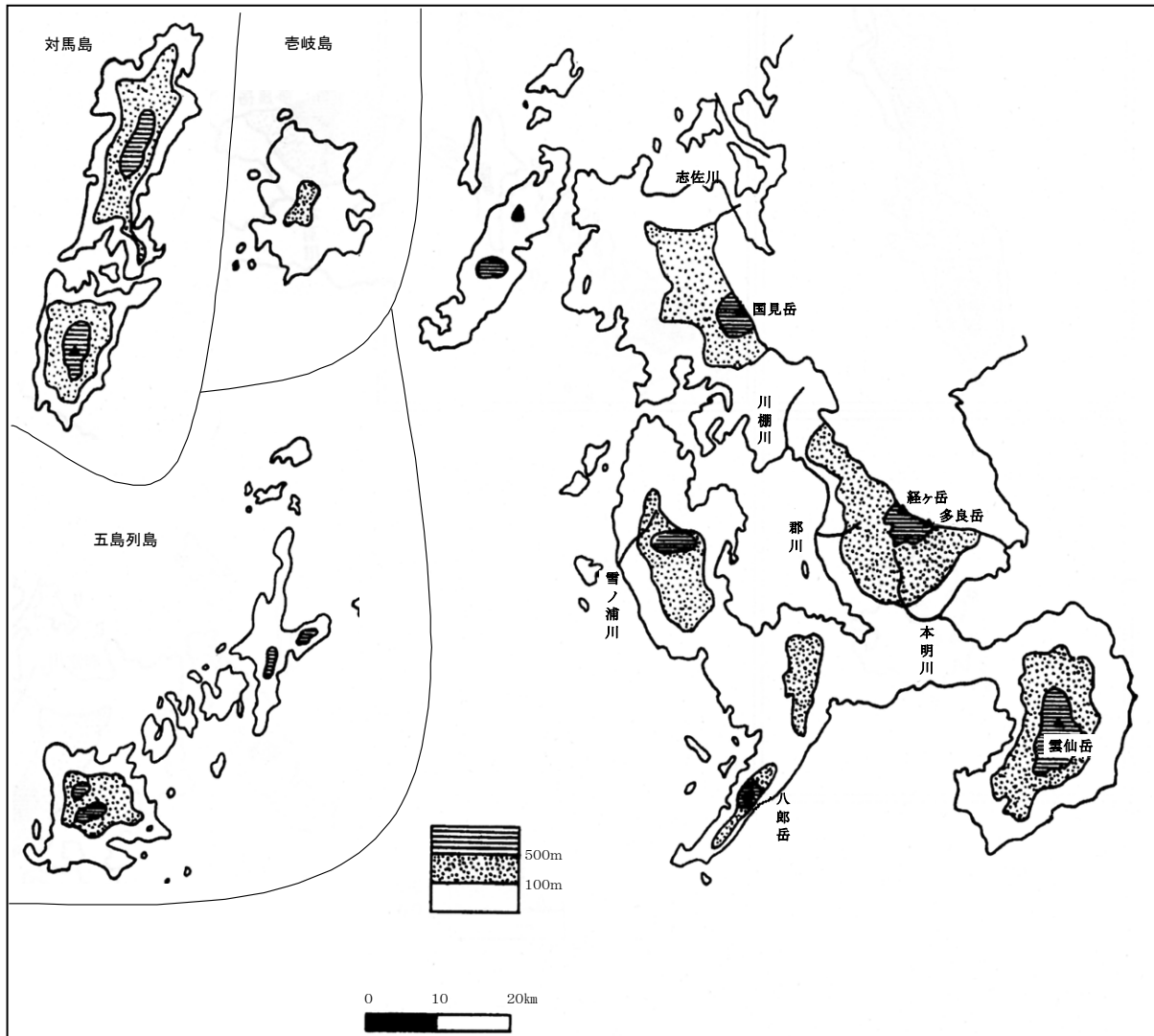
方 位	地 名	極限経緯度
東 端	島原市九十九島	東経130° 23′
西 端	五島市鳥島	東経128° 06′
南 端	五島市女島	北緯31° 59′
北 端	対馬市上対馬町北ノ手	北緯34° 43′

【表 1-2 市郡別面積】

(令和4年全国都道府県市区町村別面積調)

市 郡 名	面積 (km ²)	市 郡 名	面積 (km ²)
長 崎 市	405.86	五 島 市	420.12
佐世保市	426.06	西 海 市	241.60
島 原 市	82.96	雲 仙 市	214.31
諫 早 市	341.79	南島原市	170.13
大 村 市	126.73	西彼杵郡 (2町)	49.67
平 戸 市	235.12	東彼杵郡 (3町)	167.64
松 浦 市	130.55	北松浦郡 (2町)	57.76
対 馬 市	707.42	南松浦郡 (1町)	213.99
壱 岐 市	139.42	総面積	4,130.98

【図 1-2 長崎県の地勢】



資料：長崎県地域防災計画 基本計画編（長崎県防災会議）

また、本県は全国一の離島県であり、離島の地域は大きく分けて、対馬島地域、壱岐島地域、五島列島地域、平戸諸島地域、西彼諸島地域の5地域に区分される。また、離島振興法指定の有人島は51島であり、県の総面積の37.5%(44.2%)を占めている。

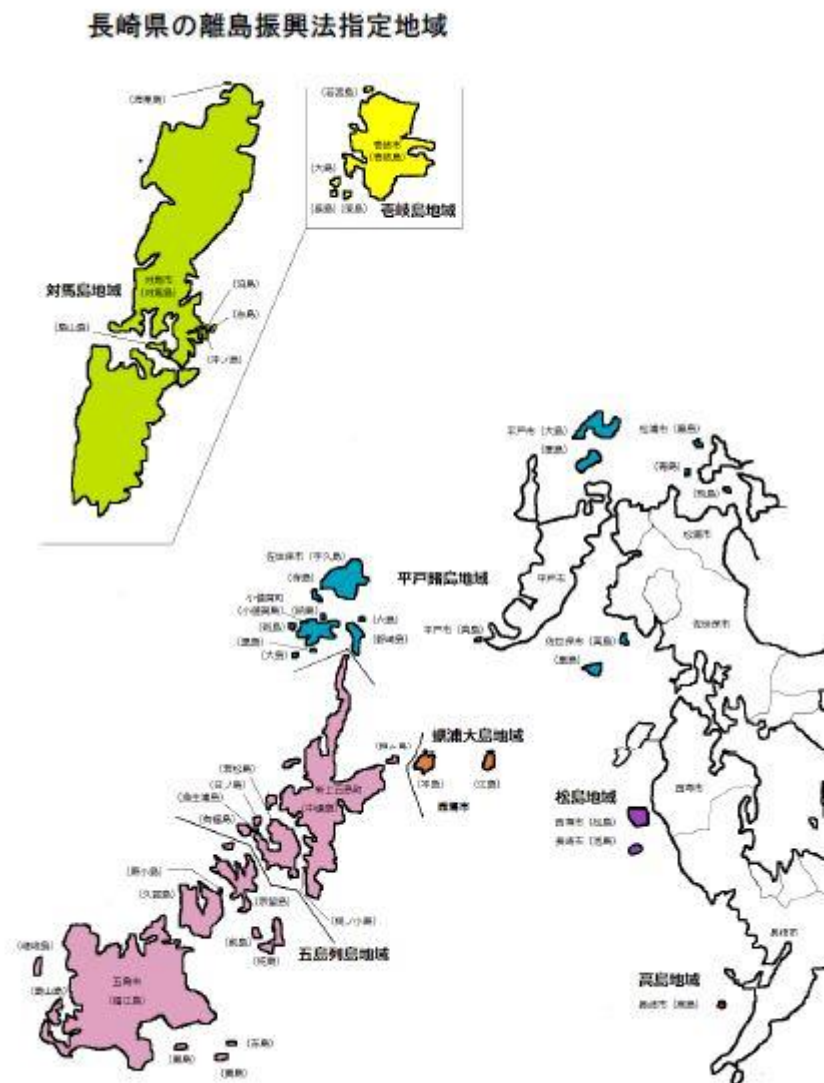
【表 1-3 長崎県の離島振興法指定有人島】

地域名	有 人 島	面積(km ²)	人口 (人)	市町
計 51島		1, 551. 15	113, 056	8市2町
対馬島地域 6 島	つしまじま うにじま とまりしま 対馬島、海栗島、泊 島、 あかしま おきのしま しまやまじま 赤 島、沖ノ島、島山島	704. 59	28, 502	対馬市
壱岐島地域 5 島	いきのしま わかみやじま はるしま 壱岐島、若宮島、原島、 ながしま おおしま 長 島、大 島	137. 40	24, 948	壱岐市
五島列島地域 18島	なかどおりじま かしらがしま わかまつじま 中 通 島、頭ヶ島、若松島、 きりのこじま ひのしま 桐ノ小島、日 島、 ありふくじま りょうぜがうらしま 有 福 島、漁 生 浦 島、 なるし ま まえしま ひさかじま 奈留島、前 島、久賀島、 わらびこじま かぼしま あかしま おうしま 蕨小島、椛島、赤 島、黄 島、 ふくえじま くろしま しまやまじま 福江島、黒 島、島山島 、 さかのしま 嵯峨島	614. 45	51, 894	五島市 新上五島町
平戸諸島地域 17島	くろしま あおしま とびしま おおしま 黒 島、青 島、飛 島、大 島、 たくしま たかしま うくじま てらしま 度 島、高 島、宇久島、寺 島、 お ち か じ ま む し ま のぎきじま 小値賀島、六島、野崎島、 のうしま くろしま おおしま まだらしま 納 島、黒 島、大 島、斑 島、 たかしま くろしま 高 島、黒 島	78. 02	6, 543	佐世保市 平戸市 松浦市 小値賀町
西彼諸島地域 5 島	たかしま いけしま えのしま ひらしま 高 島、池 島、江 島、平 島、 まつしま 松 島	16. 69	1, 169	長崎市 西海市

国土交通省公表資料（令和5年4月1日現在）

※人口は、「令和2年国勢調査」（令和2年10月）による集計。

【図 1-3 長崎県の離島振興法指定有人島所在図】



資料：長崎県地域振興部 長崎県離島振興計画

2 気 候

(基地対策・国民保護課)

長崎県本土及び五島地方は、平年の年平均気温が16～17℃、年降水量が2,000ミリ前後（山岳地である雲仙岳を除く）であり、壱岐・対馬地方は年平均気温が15～16℃で長崎県本土及び五島地方に比べやや低い。また、本県は海岸線が複雑でその延長が長く、海流の影響もあり、九州北部の他県に比べ、夏期の最高気温はやや低く、冬期の最低気温はやや高い傾向がある。

6～7月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活性化し、全県的な大雨または局地的豪雨が、8～9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。

また、7月～10月は台風、11月～3月は冬型の強い季節風による高波が発生しやすく、船舶の航行に影響がでることも多い。

3 人口分布等

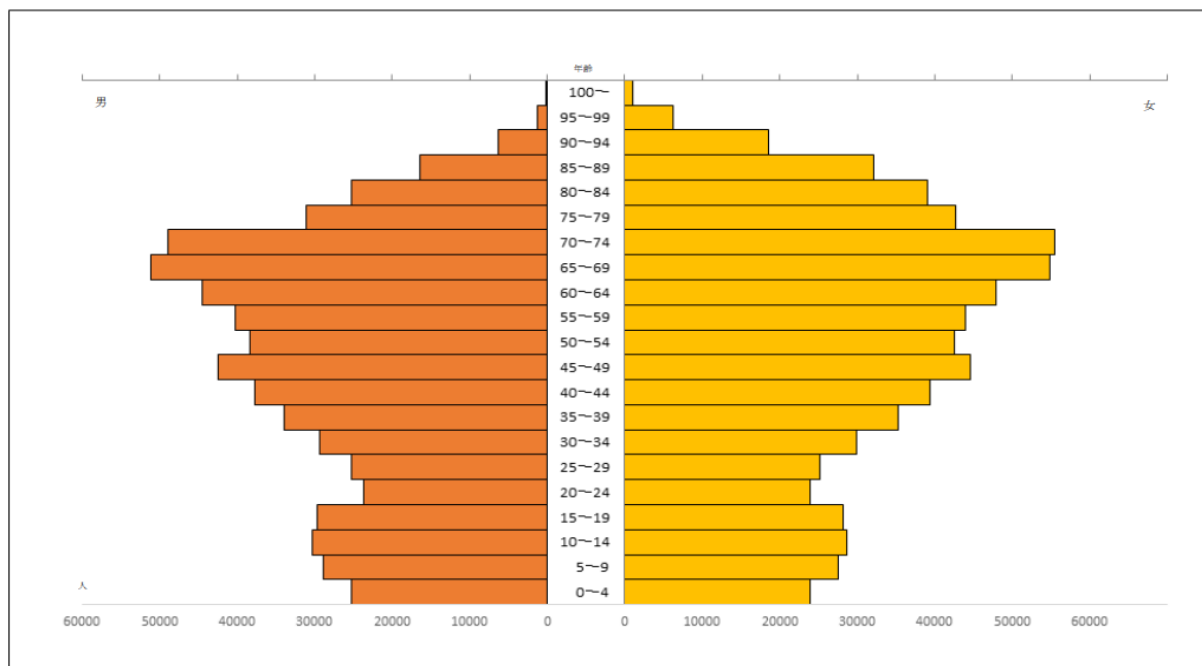
(基地対策・国民保護課、統計課)

長崎県の総人口（令和2年国勢調査）は、1,312,317人、うち男616,912人、女695,405人、世帯数は558,230世帯である。外国人登録人口については、8,316人となっている。

【表3 長崎県の世帯数・人口】

市 郡 名	世帯数	総人口	市 郡 名	世帯数	総人口
長 崎 市	187,423	409,118	五 島 市	16,526	34,391
佐世保市	104,053	243,223	西 海 市	11,180	26,275
島 原 市	17,095	43,338	雲 仙 市	15,141	41,096
諫 早 市	53,235	133,852	南島原市	16,060	42,330
大 村 市	39,002	95,397	西彼杵郡 (2町)	27,446	70,119
平 戸 市	12,009	29,365	東彼杵郡 (3町)	12,905	35,389
松 浦 市	8,789	21,271	北松浦郡 (2町)	6,562	16,200
対 馬 市	12,681	28,502	南松浦郡 (1町)	8,397	17,503
壱 岐 市	9,726	24,948	合 計	558,230	1,312,317

【図3 長崎県の人口ピラミッド】

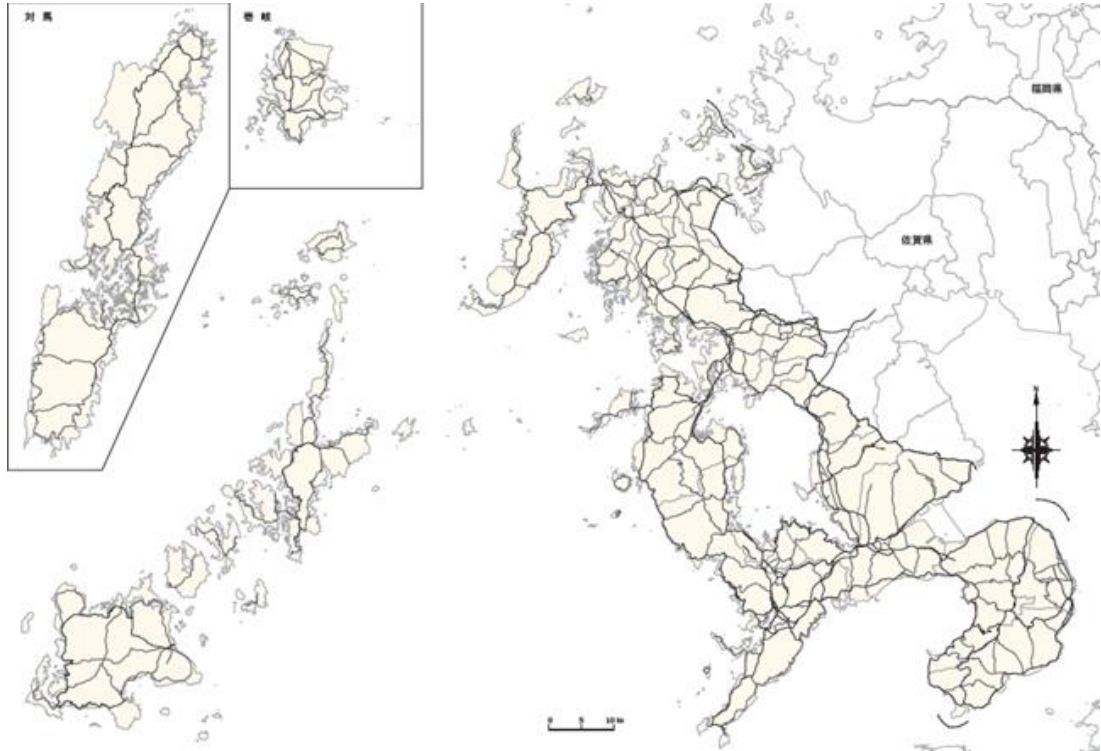


4 道路の位置等

(道路維持課、道路建設課)

県内の道路は、高速自動車国道1路線、一般国道の自動車専用道路1路線、一般国道17路線、主要地方道53路線、一般県道120路線、市町村道34,604路線、計34,796路線となっている。

【図4 県内の道路網図(国県道)】



(令和6年4月1日現在 県道路建設課「道路現況表」)

5 鉄道、空港、港湾の位置等

(基地対策・国民保護課、新幹線対策課、交通政策課、港湾課)

(1) 鉄道

本県に路線を有するJR九州、島原鉄道、松浦鉄道の3事業者が基幹的な鉄道輸送機関となっている。

① JR九州

本県では、西九州新幹線、長崎本線、佐世保線、大村線の4路線を営業している。

西九州新幹線は、武雄温泉駅(佐賀県武雄市)から長崎駅に至る路線で、武雄温泉～嬉野温泉～新大村～諫早～長崎間66kmからなり、武雄温泉～長崎間には西九州新幹線「かもめ」が運行されている。

長崎本線は、鳥栖駅(佐賀県鳥栖市)から長崎駅に至る路線で、鳥栖～江北～諫早～喜々津～市布～浦上～長崎間(市布経由)125.3kmと、長与経由の喜々津～浦上間(旧線)23.5km計40駅を結んでいる。

佐世保線は、江北駅(佐賀県杵島郡江北町)から佐世保駅に至る路線で、江北～武雄温泉～有田～早岐～佐世保間48.8km計13駅(江北駅を除く)からなり、博多～佐世保間の特急「みどり」、博多～ハウステンボス間の特急「ハウステンボス」のほか、博多～武雄

大村線は、大村湾沿いに早岐駅（佐世保市）からハウステンボス駅を経由して諫早駅に至る 47.6km 計 11 駅（早岐駅及び諫早駅を除く）の路線で、長崎、佐世保を結ぶ路線となっている。博多～ハウステンボス間に特急「ハウステンボス」が運行されているほか、都市間連絡列車として佐世保～長崎間に快速「シーサイドライナー」が運行されている。

J R九州諫早駅を起点として島原外港駅まで43.2km計24駅を結ぶ地方鉄道（私鉄）であり、半島住民の足として地域に密着した長い歴史を持っている。

旧国鉄の地方交通線から転換した、第3セクター方式の鉄道会社で、佐世保駅から有田駅（佐賀県有田町）まで93.8km計57駅の区間を北松浦半島沿いに結ぶ、地域に密着した公共交通機関として重要な役割を果たしている。（新幹線対策課、交通政策課調）

県内に本社を置く乗合バス事業者は 13 社で、このうち公営企業が 1 社、民間企業が 12 社で、9 社が本土地域、4 社が離島地域の事業者となっている。高齢化が進み全国で最も離島が多い本県では、地域住民の生活を支える重要な交通手段である。（交通政策課調）

本県には長崎空港、福江空港、壱岐空港、対馬空港、上五島空港、小値賀空港の6空港があり、全国の主要都市を始め本土と離島とを結ぶ航空網を形成している。（上五島空港、小値賀空港については平成18年3月をもって定期路線廃止）

A map of the Kanto region in Japan, showing the locations of six airports. The airports are marked with red dots and labeled with lines pointing to them: 上野空港 (Maebashi Airport) in the north, 羽田空港 (Tokyo Haneda Airport) in the center, 成田空港 (Narita International Airport) to the northeast, 前田空港 (Maeda Airport) to the northwest, 新潟空港 (Niigata Airport) to the west, and 福島空港 (Fukushima Airport) to the south. The map also shows the surrounding sea and the Kanto Plain.

国内線は東京（羽田、成田）、大阪（伊丹・関西）などの路線、国際線は中国の上海（浦東）、韓国のソウル（仁川）の路線が運航されている。（交通政策課調）

（4）港湾、漁港および旅客輸送

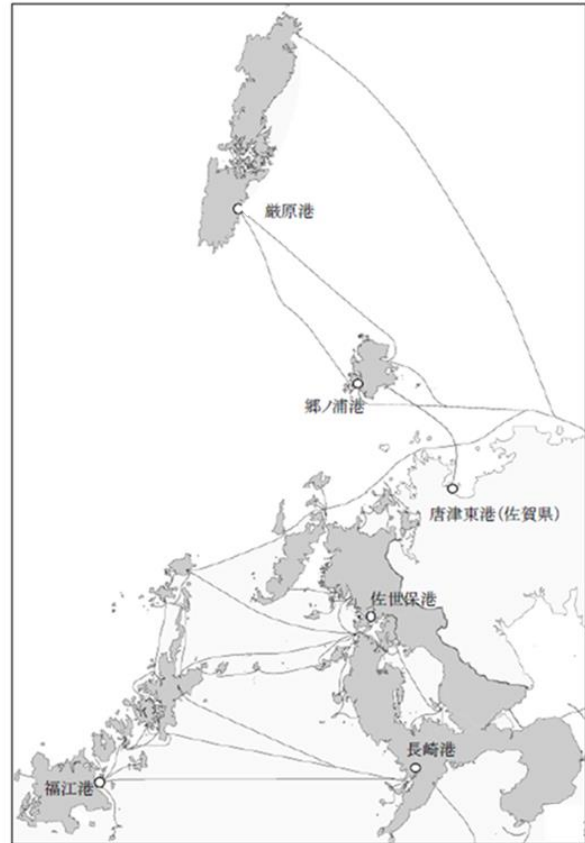
本県は地形などの地理的な自然条件から4,200kmの長大な海岸線に、重要港湾が5港（うち離島3港）、地方港湾が77港（うち離島30港）計82港が点在し、56条港湾の22港（うち離島7港）、漁港の226港すべてを合わせると330の港がある。

また、漁船数は北海道に次いで第2位で総数はおおよそ1万8千隻（うち離島8千隻）、そのうち5t未満の動力船が9割程度を占め、大半が1本釣り漁船となっている。

全国屈指の離島県である本県における定期航路については38航路あり、このうち離島定期航路数は31航路である。

（港湾課、漁業振興課、漁港漁場課、交通政策課公表）

【図5-3 長崎県の航路図】



6 自衛隊施設等

（基地対策・国民保護課）

（1）米海軍佐世保基地

佐世保港を中心に位置し、約4.59k㎡の敷地にメインベース・赤崎貯油所・庵崎貯油所・横瀬貯油所・佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）・針尾島弾薬集積所・針尾住宅等があり、基地内では約1,500名の日本人従業員が働いている。

【図6 米海軍基地の所在図】



(2) 自衛隊基地

佐世保市に海上自衛隊の拠点の1つである佐世保地方総監部があるほか、大村市に陸上自衛隊駐屯地・海上自衛隊航空基地がある。また、離島地区においても五島市、対馬市、壱岐市に配備されている。

【表6 県内所在の自衛隊の部隊】

令和5年4月現在

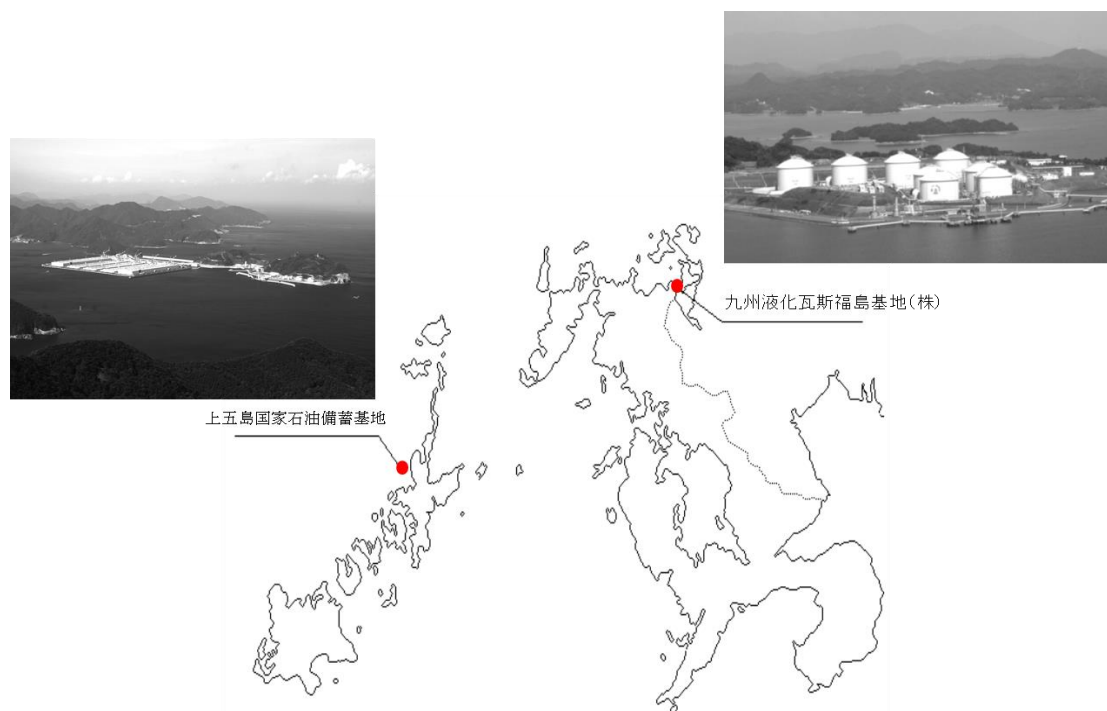
	駐屯地・地区	主要部隊名
陸 上	相浦（崎辺）駐屯地	水陸機動団
	大村駐屯地	第16普通科連隊、第4施設大隊
	竹松駐屯地	第102高射特科隊
	対馬駐屯地	対馬警備隊
海 上	佐世保地区	佐世保地方総監部、第2護衛隊群、佐世保教育隊
	大村航空基地	第22航空群
	壱岐地区	壱岐警備所
	対馬地区	対馬防備隊本部、上対馬警備所、下対馬警備所
航 空	福江島分屯基地	第15警戒隊
	海栗島分屯基地	第19警戒隊
その他	長崎地方協力本部	長崎地方協力本部

7 石油コンビナート等

(基地対策・国民保護課、産業政策課)

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域は、上五島地区（新上五島町）、福島地区（松浦市）の2地区が指定されており、上五島地区には上五島国家石油備蓄基地が、福島地区には九州液化瓦斯福島基地株式会社が所在している。

【図7 石油コンビナート等の所在図】



【表7 県内の特別防災区域の概要】

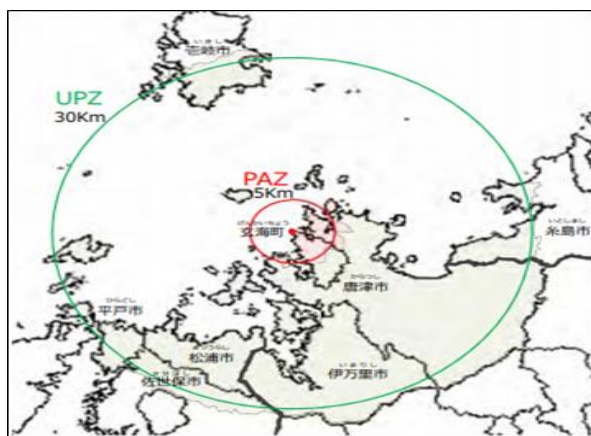
(令和5年4月現在 基地対策・国民保護課調)

特別防災区域名	総面積	能 力
上五島地区	約260,000㎡（陸域）	原油備蓄量 約440万 ^キ ロリツ
福 島 地 区	約370,000㎡	液化石油ガス備蓄量 約36万トン

8 原子力発電所

(防災企画課)

九州電力株式会社玄海原子力発電所は、佐賀県東松浦半島西部の玄海町に位置する。昭和50年に1号機が営業運転を開始し、順次4号機までの建設、営業運転を行った。出力は347万8千Kwで、九州最大のもので発電所である。定期検査のため平成23年より運転を停止していたが、1、2号機（55万9千Kw）は運転終了の決定し、平成27年に1号機、平成31年に2号機の運転を終了し、平成30年に3、4号機（118万Kw）が再稼働した。本県におけるUPZ圏内（概ね30Km以内）の自治体は、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市が該当する。



9 観光

(観光振興課)

本県の令和4年の観光統計（1～12月）によれば、観光客延べ数は、年間約2,490万人で、日帰り客が約1,373万人、宿泊客（延べ滞在数）が約1,117万人となっている。また、観光客実数では約1,858万人で、県外客が978万人を占めている。

外国人の延べ宿泊客数については、約11.4万人で北アメリカ地域が約半数を占めるほか、アジア地域、ヨーロッパ地域などからもある。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(基地対策・国民保護課)

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	突発的に被害が発生することも考えられる
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

2 緊急処理事態

(基地対策・国民保護課)

県国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定している。

類 型	事 態 例
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

